

(お知らせ)

令和2年6月12日

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

(担当：文化市民局地域自治推進室)
電話：075-222-3048)

6月19日から
朝夕30分ずつ

区役所・支所等における開庁時間短縮措置の緩和について

京都市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止と、区役所・支所の業務継続に向けた職員の感染リスク抑制のため、令和2年5月11日(月)から区役所・支所の開庁時間の短縮を実施しています。この度、感染症対策に関する段階的緩和を踏まえ、下記のとおり、令和2年6月19日(金)から開庁時間の短縮を一部緩和しますので、お知らせします。

時差出勤やテレワークなど、感染拡大防止のための新しい生活様式における働き方を実践するため、市民の皆様には引き続き御不便をお掛けしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

併せて、市民の皆様には、郵送による手続きの積極的な御利用について、御協力をお願いいたします。

記

区役所・支所及び久世・神川・淀出張所の開庁時間

	期間	開庁時間
緩和後	令和2年 6月19日(金)～当面の間	午前9時～正午 午後1時～午後4時30分
現在	5月11日(月)～6月18日(木)	午前9時30分～正午 午後1時～午後4時

※ 月曜日から金曜日(祝日を除く)

※ 久世・神川・淀以外の出張所の開庁時間については、引き続き、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時となります。(昼休み窓口は休止)